

重 要

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 24 日

各障害福祉サービス事業所等運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課

島根県障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金の 第 2 回募集開始について

平素より障害福祉サービス事業所等の適切な運営にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「島根県障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金」については先に募集を行ったところですが、この度第 2 回目の募集を行います。

つきましては、第 1 回目に応募されていない法人で当該補助金の活用を希望される事業者におかれましては以下をご確認いただき、提出期限までに交付申請書をご提出いただきますようお願いいたします。

なお本補助金については、各障害福祉サービス事業所等運営法人につき 1 回のみとしておりますので、第 1 回目で既に交付決定を受けている法人については申請できませんのでご注意ください。

記

1 提出期限

令和 8 年 9 月 8 日（火）

2 提出様式

法人単位で以下の書類をご提出ください。

※必ず県のホームページに掲載している様式で作成してください。

※(1)～(5)は、すべて 1 つのエクセルシートにまとめられています。

(1) 様式第 1 号（交付申請書）

(2) 別添 1（事業所・施設別申請額一覧）

(3) 別添 2（個票：事業実施計画書（事業所単位）

(4) 訪問回数等算出表

(5) 振込口座について（新たに口座を登録する場合は、法人名・代表者・住所・口座番号等が確認できる通帳の写し）

3 様式の掲載場所（県ホームページ）

トップ＞医療・福祉＞障がい者福祉＞事業者向け 3 障がい福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/service8-2.html>

4 提出先

しまね電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure/8989834363002766211>

5 留意事項

(1) 今回の補助金は、相談支援事業所（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）も対象となりますので、申請の際に漏れないようお願いします。

(2) 交付決定日から令和8年12月31日までに支出する経費が対象です。

(3) 想定スケジュールは以下のとおりです。

交付申請：令和8年9月8日までに提出

交付決定：令和8年9月末～10月上旬

概算払：概算払請求書の提出があった事業者に順次支払い

実績報告：事業完了（納品・支出が完了後）1か月以内又は令和9年2月1日までに提出

額の確定：県において補助金額の確定後、必要に応じて精算払

（概算払を受けている場合は、追加交付もしくは補助金の返還）

消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除額の報告：

令和10年6月30日までに報告

【担当】

島根県健康福祉部障がい福祉課

地域生活支援スタッフ 和泉

電話：0852-22-5225

電子メール：syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp